

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年11月30日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務		
②事務の内容 ※	・ 住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき、住民異動届等に関する住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。 ・ 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。 ①住民からの申請に基づき、住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民からの申請等により、住民票の写しを交付する(住基法第11条の2) ④住民票の記載事項に変更があった際の都道府県に対する通知 ⑤地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という)への本人確認情報の照会 ⑥住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑦転出者に転出証明書を交付する(住基法第22条第2項) ⑧本人確認情報等を住基ネットに通知する(住基法第30条の5) ⑨転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転入処理を行う(住基法第24条の2第5項) ⑩住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する(住基法第1条) ⑪情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する(番号法第22条) ⑫個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う(番号法第17条) ⑬個人番号カード等を用いた本人確認 ※特定個人情報の流れを表した図を別添1に記す。 なお、⑫の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部が委任されている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。		
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	1. 住民票の記載 転入、出生、帰化、国籍取得、国籍喪失、在留資格取得等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する機能。 2. 住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する機能。 3. 住民票の消除 転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する機能。 4. 住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する機能。 5. 証明書・通知書の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能。 6. 住基ネットとの連携(CSコネクタを経由して、住基ネットに接続) 住民票の記載等に応じた住基ネットとの連携機能。 7. 法務省情報連携端末との連携 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能。 8. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する機能。 9. 住民票関係情報の提供 (団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続) 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供機能。 10. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認 (CSコネクタを経由して、住基ネットに接続) 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能。 11. 個別事項情報の管理 住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する機能。 12. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、戸籍システム、CSコネクタ、証明交付システム、市町村CS)
システム2	
①システムの名称	CSコネクタ
②システムの機能	1. 既存住基システムとの連携 住民票の記載等、転出入、住基・個人カード異動に応じた既存住基システムとの連携機能。 2. 住基ネットとの連携 住民票の記載等、転出入、住基・個人カード異動、住民票の写し要求、附票異動に応じた住基ネットとの連携機能。 3. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能。 4. 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の連携 住基ネットからの利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の連携機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (市町村CS、戸籍システム、証明交付システム)

システム5

①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 各種設定機能 利用する職員のアカウント登録、権限管理等の設定等。 2. 符号取得機能 団体内統合宛名システムにて保持している団体内統合宛名番号を利用し、符号を取得する。 3. 情報提供用のデータ登録機能 特定個人情報(連携対象)の登録を行う。 4. 情報照会機能 情報提供の求めを行い、特定個人情報(連携対象)を取得する。 5. 情報提供機能 情報提供の求めに対して、特定個人情報(連携対象)の提供を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（)

システム6

①システムの名称	証明交付システム
②システムの機能	1. 住基システム障害時での照会及び証明書の発行 バックアップデータによる住民に関する記録(住民票)を照会する機能。 バックアップデータによる住民票の写しを発行する機能。 2. コンビニでの証明書交付 住民票の写しを発行し、証明書交付センターに連携する機能。 3. 住基カード、個人番号カードの利用管理 住基カードを利用するためのデータ管理機能。 コンビニ交付で住基カード、個人番号カードを利用するためのデータ管理機能。 4. 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の利用管理 ※JPKI利用の場合のみ 住基ネットから連携される利用者証明用電子証明書シリアル番号情報を管理する機能。 (JPKI利用開始は平成28年1月)
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (市町村CS、証明書交付センター(証明書交付連絡先)、CSコネクタ、印鑑登録システム)

システム7

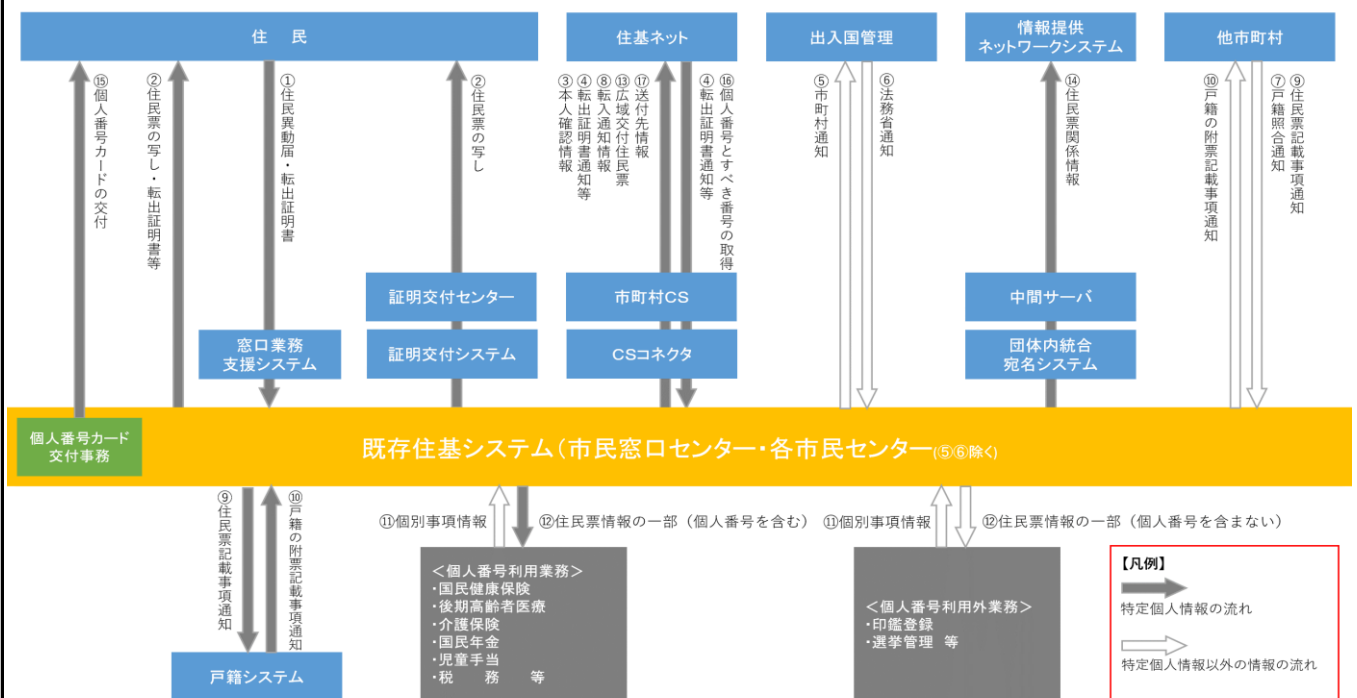
①システムの名称	窓口業務支援システム	
②システムの機能	1 住民異動届等作成機能: 転出証明書等に記載されている住民情報をOCRで読み取るとともに、届出者への聞き取りをもとに職員が住民異動届等の作成することを支援する機能 2 届出書検索機能: 受付日、氏名、生年月日などから、システム上作成された届出書及びスキャンした転出証明書等の情報を検索する機能 3 既存住基システムとの連携機能: 住民異動届等の作成にあたり既存住基システムと連携する機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (	[] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル、2. 本人確認情報ファイル、3. 送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1. 住民基本台帳ファイル 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「番号整備法」という)第16条(住基法第7条8の2号)のとおり、住民票に個人番号を記載するため。 個人番号が記載された住民票に基づき、「事務の内容」に示した事務で使用している。 2. 本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 1)住基ネットを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 2)都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 3)申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 4)個人番号カードを利用した転入手続を行う。 5)住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 6)都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 3. 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。
②実現が期待されるメリット	個人番号を住民票に記載することで住民の居住関係と共に個人番号を公証することとなり、国及び地方公共団体等行政の効率化に資するとともに、住民においても住民票の写し等の提出の必要性が軽減し利便性の向上につながる。また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・ 第7条第1項、第2項(指定及び通知) ・ 第16条(本人確認の措置) ・ 第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法) ・ 第5条(住民基本台帳の備付け) ・ 第6条(住民基本台帳の作成) ・ 第7条(住民票の記載事項) ・ 第8条(住民票の記載等) ・ 第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・ 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・ 第22条(転入届) ・ 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・ 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・ 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・ 第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・ 第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・ 第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠): なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民自治部市民窓口センター
②所属長の役職名	市民窓口センター長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

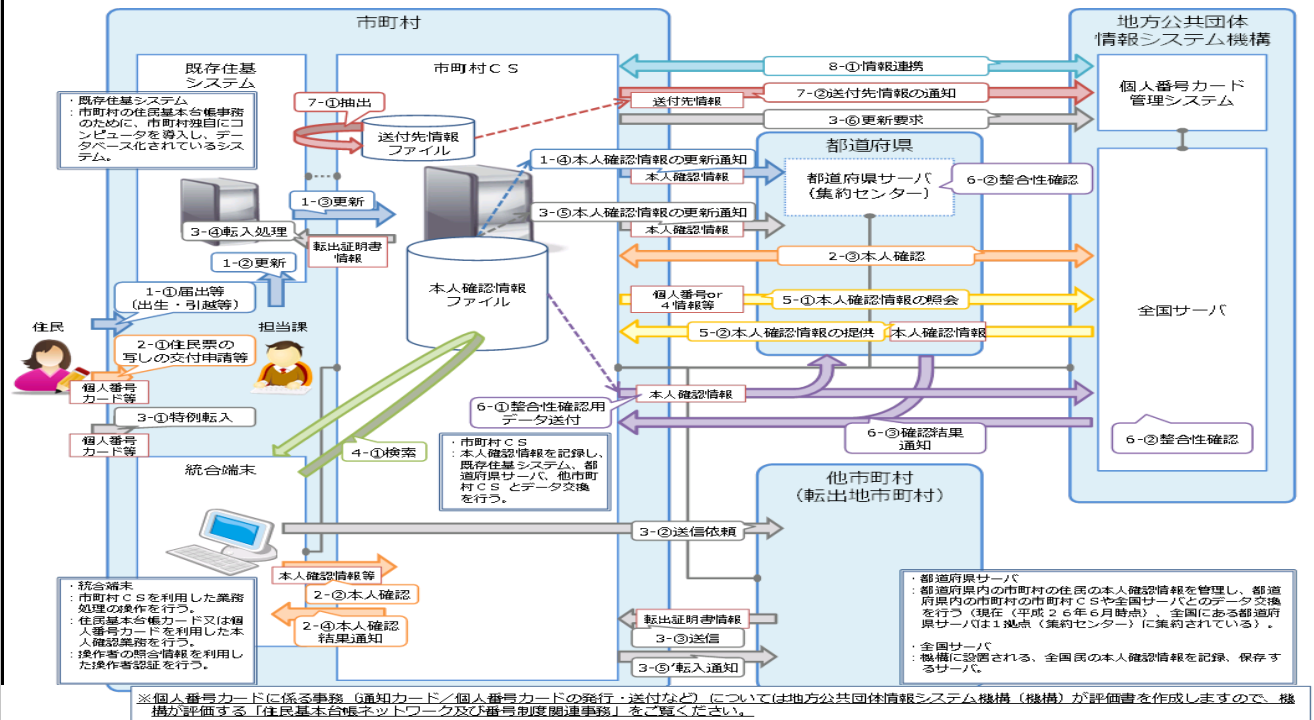
1. 住民基本台帳ファイルを取扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

- ① 住民からの住民異動届に対し、受領及び審査を行い、住民票の記載、修正、消除を行う。(住基法第21条)
- ② 住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。(住基法第11条の2)
転出者に転出証明書を交付する。(住基法第22条第2項)
- ③ 本人確認情報等を住基ネットに通知する。(住基法第30条の5)
- ④ 転入地からの求めにより転出証明書情報を住基ネットにより通知する。(住基法第24条の2第5項)
転出証明書情報を住基ネットから受領し、特例転入処理を行う。(住基法第24条の2第2項)
- ⑤ 外国人住民に関する住民票の記載、修正、消除について法務大臣に通知を行う。
(出入国管理及び難民認定法61条の8の2等)
- ⑥ 外国人住民に関する法務省通知を受領し、住民票の修正、消除を行う。(住基法第30条の50)
- ⑦ 戸籍の附票記載事項通知内容が戸籍の記載と一致しない事項について住所地に通知する。(住基法第19条第2項)
- ⑧ 他市町村からの転入により住民票を記載した場合、転出地に通知する。(住基法第9条第1項、第3項)
- ⑨ 戸籍の記載、若しくは記録をした場合、住民票に関する事項を通知する。(住基法第9条第2項)
- ⑩ 住民票の記載等をした場合、戸籍附票に関する事項を通知する。(住基法第19条第1項、第4項)
- ⑪ 住民票に記載すべき個別記載事項情報を受領し、住民票に記載する。(住基法第7条)
- ⑫ 住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。(住基法第1条)
※移転の際は、特定個人情報に該当するかどうかを区別する。
- ⑬ 広域住民票の交付要求を受領し、請求のあった広域住民票情報を交付地に通知する。(住基法第12条の4)
- ⑭ 情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する。(番号法第22条)
- ⑮ 個人番号カードの交付等を行う。(番号法第17条)
- ⑯ 住民票コードを記載(住基法第30条の2第2項)した場合は、住基ネットを通じて機構より個人番号とすべき番号を受領し、速やかに個人番号として指定する。(番号法第7条、第8条)
- ⑰ 住基ネットを通じ、機構に個人番号通知書の送付先情報を送信する。(番号法第7条、第8条)

2. 本人確認情報ファイル及び3. 送付先情報ファイルを取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。(特定個人情報を含まない)
- 1-②市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。(特定個人情報を含まない)
- 2-②、③統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。(特定個人情報を含まない)
- 3-③市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。(特定個人情報を含まない)
- 3-⑥転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
- ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①機構に対し、個人番号又は4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-①個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 住民基本台帳ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	番号法施行日当日および同日以後に、当市に住民票が存在する者(施行日以降に消除した住民票も含む)	
	その必要性	番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)により、個人番号は住民票の記載事項であり、全住民の正確な記録を常に維持し状況に応じて提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	個人番号: 番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)により、記載する。 その他識別情報: 当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 4情報、その他住民票関係情報: 住基法第7条各号に定める記載事項を保有する。 業務関係情報: 住基法第7条各号に定める資格情報を保有する。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月	
⑥事務担当部署	市民窓口センター、六会市民センター、片瀬市民センター、明治市民センター、御所見市民センター、遠藤市民センター、長後市民センター、辻堂市民センター、善行市民センター、湘南大庭市民センター、湘南台市民センター、鵜沼市民センター、六会市民センター(石川分館)	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村作成の転出証明書等の証明書) ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度		1. 定期的に入手する事務 ・ 施行当初に機構から一括配布された。 2. 個別的に対応する事務に際して入手 ・ 転入、出生等の届出等、新たに住民票を作成する場合。 ・ 実態調査又は他の地方公共団体からの通知の基づく職権による記載、消除する場合。 ・ 本人から、あるいは職権等により個人番号の変更要求が発生した場合。	
④入手に係る妥当性		・ 個人番号の新規指定については、住基ネットより取得する。(番号法第8条) ・ 個人番号を移記する場合は、他の住民票関係事務と同様に住民基本台帳事務処理要領に従い実施する。	
⑤本人への明示		・ 「個人番号とすべき番号」の入手については、番号法第8条にて明示されている。 ・ 「個人番号」の移記については、番号整備法第16条(住基法第7条第8の2号)にて記載事項である旨が明示されている。 ・ 本人に対して個人番号通知書を用いて個人番号を通知する。 ・ その他、当市広報、ホームページ等で当該業務に関する説明を掲載している。	
⑥使用目的 ※		番号法第8条により「個人番号とすべき番号」の生成を求めるため。番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)に基づき個人番号を住民票に記載するため。	
		変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民窓口センター、六会市民センター、片瀬市民センター、明治市民センター、御所見市民センター、遠藤市民センター、長後市民センター、辻堂市民センター、善行市民センター、湘南大庭市民センター、湘南台市民センター、鶴沼市民センター、六会市民センター(石川分館)	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1. 住民票の記載 ・ 出生または国外からの転入等により、新規に個人番号を指定する場合は、機構から「個人番号とすべき番号」を入手して、その者の個人番号に指定し、当該住民票に個人番号を記載する。 ・ 転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、届出で提示された個人番号と、転出証明書に記載された個人番号との照合、または、既存住基システム、住基ネットを利用して個人番号等で検索し、個人番号を表示して真正性の確認を行う。 2. 住民票の記載の修正 住民票を修正する場合に、届出で提示された個人番号等で既存住基システムを検索し、当該住民票の特定を行う。 3. 住民票の消除 転出または死亡等により住民票を消除する場合に、届出で提示された個人番号等で既存住基システムを検索し、当該住民票の特定を行う。 4. 住民票の発行 住民票の写し等を交付する場合に、申請内容に応じて個人番号が記載された住民票の写し等を交付する。 5. 本人確認情報、転出証明書情報の作成 住基ネットへ送信する本人確認情報、転出証明書情報に個人番号を記載し作成する。 6. 住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムへ世帯情報を提供する。	

	情報の突合 ※	1. 住民票の記載 ・ 転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、既存住基システムを個人番号等で検索し、過去に当市で住民票が作成されていた者かどうかの突合を行う。既存の住民票(除票)が確認できた場合、「当市において、個人を一意に識別するための独自の識別番号(宛名番号)」も引き継ぐこととしている。
	情報の統計分析 ※	都道府県に対する住民基本台帳人口移動報告(業務統計調査)等の報告のため、住民票の異動集計や、人口統計関係の集計を行うが、個人を特定できるような情報の統計や情報の分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日		平成27年10月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		システムエンジニア派遣業務
①委託内容		住民基本台帳システム等の運用保守支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当該市町村で保持している住民票に記載されているものすべて、および当該市町村に新たに住民票を記載するもの。
	その妥当性	システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託をしている。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (入退室管理及び監視カメラを設置し、区画・施錠管理されている執務室及びサーバ室内でのみ作業)
⑤委託先名の確認方法		藤沢市情報公開条例に基づく契約書の行政文書公開請求等を行うことで確認できる。
⑥委託先名		株式会社ワイイーシーソリューションズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		協働事業における住民基本台帳業務の包括的業務委託
①委託内容		・各種証明書等の申請・交付等に関すること ・住民異動届に関すること ・外国人住民に関すること ・印鑑登録に関すること ・マイナンバーカードと住民基本台帳カードに関すること
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当該市町村で保持している住民票に記載されているものすべて、および当該市町村に新たに住民票を記載するもの。
	その妥当性	民間事業者の創意工夫を活用した効率的な業務の遂行や、柔軟性を備えた運用体制などを確保することにより、市民サービスの維持・向上を図るため、民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (主管課に設置された専用PC)
⑤委託先名の確認方法		藤沢市情報公開条例に基づく契約書の行政文書公開請求等を行うことで確認できる。
⑥委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社 神奈川営業部
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		窓口業務支援システムの保守及び運用支援
①委託内容		窓口業務支援システムの保守及び運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当該市町村で保持している住民票に記載されているものすべて、および当該市町村に新たに住民票を記載するもの。
	その妥当性	システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託をしている。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		藤沢市情報公開条例に基づく契約書の行政文書公開請求等を行うことで確認できる。
⑥委託先名		富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (58) 件 [☒] 移転を行っている (29) 件 [] 行っていない
提供先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における提供先については、別添4を参照
①法令上の根拠	(別添4) 提供先一覧に記載
②提供先における用途	(別添4) 提供先一覧に記載
③提供する情報	(別添4) 提供先一覧に記載
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(別添4) 提供先一覧に記載
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	(別添4) 提供先一覧に記載
移転先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における移転先については、別添5を参照
①法令上の根拠	(別添5) 移転先一覧に記載
②移転先における用途	(別添5) 移転先一覧に記載
③移転する情報	(別添5) 移転先一覧に記載
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(別添5) 移転先一覧に記載
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	(別添5) 移転先一覧に記載

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		・当市では住民票を電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・権限のないものが入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室に設置している。 ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ・届出書等の関係帳票類については、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜窓口業務支援システムにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISO/IEC27017の認証を受けており、日本国内でデータ保管を行っている。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップもデータセンター内の本番環境とは別の物理装置へ保存される。											
	②保管期間	期間 [定められていない] ＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> その妥当性 住民基本台帳に記録されている限り 住基法施行令第34条第2項に定める期間(150年間)保存する。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		・住基法施行令第34条には、保管期間を過ぎた場合に削除する規定は記載されていないが、必要に応じてデータを物理的に削除している。 ・保管期間を過ぎた特定個人情報ファイルは、削除を行うまでの間、通常の操作では見られないように制限をかけている。 ・関係帳票類は、シュレッターによる裁断又は当市指定の守秘義務を課した委託業者による廃棄処分を行っている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜窓口業務支援システムにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は藤沢市からの操作によって実施される。藤沢市の業務データはクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。											
7. 備考													

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民 (住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	市民窓口センター、六会市民センター、片瀬市民センター、明治市民センター、御所見市民センター、遠藤市民センター、長後市民センター、辻堂市民センター、善行市民センター、湘南大庭市民センター、湘南台市民センター、鶴沼市民センター、六会市民センター(石川分館)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住民基本台帳システム)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	
⑤本人への明示	市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6ー7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。	
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民窓口センター、六会市民センター、片瀬市民センター、明治市民センター、御所見市民センター、遠藤市民センター、長後市民センター、辻堂市民センター、善行市民センター、湘南大庭市民センター、湘南台市民センター、鵜沼市民センター、六会市民センター(石川分館)、パスポートセンター、市民自治推進課、市民税課、資産税課、納税課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 （ ）	
⑦時期・頻度		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・当市では住民票を電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・権限のないものが入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室に設置している。 ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
②保管期間	期間	[20年以上] ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令34条2項に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。 ・個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送 ・個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理 ・個人番号通知書に係る住民からの問合せへの対応
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐ 個人番号] [☐ 個人番号対応符号] [☐ その他識別情報(内部番号)] ・連絡先等情報 [☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)] [☐ 連絡先(電話番号等)] [☐ その他住民票関係情報] ・業務関係情報 [☐ 国税関係情報] [☐ 地方税関係情報] [☐ 健康・医療関係情報] [☐ 医療保険関係情報] [☐ 児童福祉・子育て関係情報] [☐ 障害者福祉関係情報] [☐ 生活保護・社会福祉関係情報] [☐ 介護・高齢者福祉関係情報] [☐ 雇用・労働関係情報] [☐ 年金関係情報] [☐ 学校・教育関係情報] [☐ 災害関係情報] [☐ その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)]
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) : 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民窓口センター

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住民基本台帳システム)	
③入手の時期・頻度		新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	
④入手に係る妥当性		送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人への明示		・「個人番号とすべき番号」の入手については、番号法第8条にて明示されている。 ・「個人番号」の移記については、番号整備法第16条(住基法第7条第8の2号)にて記載事項である旨が明示されている。 ・本人に対して個人番号通知書を用いて個人番号を通知する。 ・その他、当市広報、ホームページ等で当該業務に関する説明を掲載している。	
⑥使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
		変更の妥当性	
		—	
⑦使用の主体		使用部署 ※	市民窓口センター
		使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
		情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
		情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録される個人情報をを用いた統計分析は行わない。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日		平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託しない ☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 委託する
委託事項1		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ☐ 電子メール ☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構（機構）	
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）	
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（住民基本台帳ネットワークシステム） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・当市では住民票を電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・ 権限のないものが入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室に設置している。 ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。 ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
②保管期間	期間	[1年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法		保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。
7. 備考		

【別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【1. 住民基本台帳ファイル】

1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 個人番号、4. 住民票コード、5. 氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 現住所、9. 方書、10. 続柄、11. 世帯主名、12. 本籍地、13. 筆頭者、14. 在留カード等番号、15. 第30条45規定区分、16. 在留資格、17. 在留期間、18. 在留期間の満了日、19. 国籍・地域、20. 通称履歴、21. 住民となった日、22. 住所を定めた日、23. 住民でなくなった日、24. 前住所、25. 転出予定先住所、26. 転出確定住所、27. 選挙人名簿資格、28. 国民健康保険資格情報、29. 後期高齢者医療資格情報、30. 介護保険資格情報、31. 国民年金資格情報、32. 児童手当受給資格情報、33. 個人番号カード交付状況、34. 住民基本台帳カード交付状況、35. 異動事由、36. 異動年月日、37. 届出年月日、38. 更新年月日、39. 更新時刻、40. 処理ID、41. 端末ID、42. 更新職員ID、43. カード番号、44. 利用者証明用電子証明書シリアル番号、45. 団体内統合宛名番号、46. 旧氏

【2. 本人確認情報ファイル】

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏外字数、39. 旧氏ふりがな、40. 旧氏外字変更連番

【3. 送付先情報ファイル】

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏漢字、63. 旧氏外字数、64. 旧氏ふりがな、65. 旧氏外字変更連番、66. ローマ字氏名、67. ローマ字旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
1. 住民基本台帳ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・ 届出等特定個人情報の入手時には、本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・ 届出書の入力作業後、入力者と別の者が、届出内容と入力内容について再度照合し、確認を行っている。 ・ 番号利用法及び藤沢市個人情報の保護に関する条例における不必要な情報の入手を行った際の罰則規定により、目的外の入手を抑制する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・ 届出書は、住民基本台帳の管理に必要な情報のみを記載する様式となっている。 ・ 既存住基システム上、必要な情報以外が入力できないようになっている。 ・ 届出書の入力作業後、届出内容と入力内容について再度確認を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・ 住民記録に関する各届出においては、本人あるいは、代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は、本人あるいは代理人の本人確認を行うこととしている。（住基法第27条） ・ 住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 ・ 個人番号は、原則、住民票の写し、記載事項証明書以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求がない限り、省略して出力する。（番号整備法第16条（住基法第12条第1項）） ・ 個人情報保護の重要性や情報の取り扱いについて全職員を対象としたeラーニングによる研修を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・ 届出等の際は、窓口で個人番号カード（番号法第17条）、個人番号通知書または運転免許証等証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・ 代理申請の場合は、上記の本人確認にあわせて、当市の既存住基システムまたは住基ネットの本人確認情報を検索し届出書の内容と個人番号の真正性の確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・ 個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・ 出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（若しくは個人番号通知書と法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、当市の既存住基システム又は住基ネットにおいて本人確認情報と個人番号の確認を行う。 ・ 個人番号の入手に当たっては、チェックデジットにより個人番号の真正性を確認している。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・ 住民票の記載等、特定個人情報の入力、修正、削除を行う際には、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・ 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ・ 登録後に特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、市民窓口センター長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。 ・ 個人番号入力時には、誤入力を防止するためチェックデジットの検査が実装されている。	
その他の措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・ 団体内統合宛名システムでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理している。 ・ 団体内統合宛名システムでは、個人番号の入手にあたっては、チェックデジットを確認している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・入力端末のログイン時及び業務システムへのログイン時には、生体認証及びユーザID・パスワードによる認証を実施しており、権限のないものが不正利用を行えない対策を実施している。 ・入力端末が接続するネットワークは、インターネット等外部接続と切り離されている。 ・入力端末におけるUSBメモリー等を用いたデータの持ち出しについては、物理的またはソフトウェア等により制限している。 ・入力端末はのぞき見防止のため、部外者に見えない場所に設置する、または、ディスプレイにフィルターを取り付けている。 ・住基ネットより入手する場合は、住基ネットCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会、提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 ・入力端末は盗難によるデータ流出を防ぐため、データを保存できない仕組みとなっている。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っており、不適切な操作を抑止する効果を講じている。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜既存住基システムにおける措置＞＜証明交付システムにおける措置＞ ・窓口業務支援システムにおける措置 ・番号制度に関する事務(システム)以外からは住民基本台帳ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。 ・個人番号利用事務以外の部門において既存住基システムを使用した照会(他課照会)では、個人番号が非表示となるような仕組みが施されている。 ＜CSコネクタにおける措置＞ ・個人番号利用事務以外の部門ではCSコネクタが利用できないよう、利用者登録及び認証を行っている。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。 ＜システム共通における措置＞ ・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	
その他の措置の内容	住民情報の利用、提供に関しては当市セキュリティポリシーに基づき、必要事項の確認判断の上、利用・提供の承認を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ 端末のログイン時は生体認証、業務システムへのログイン時は生体認証による識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な権限を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・ システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・ 認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザーIDが失効される。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・ 業務システムを利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにしている。 ・ 認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザーIDが失効される。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<システム共通における運用にかかる措置> ・ ユーザIDごとのアクセス権限の登録及び変更の際は、市民窓口センター長及び情報システム部門の長の許可を得た上で、情報システム部門担当課が設定の変更を行っている。情報システム部門担当課以外の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・ ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<システム共通における運用にかかる措置> ・ システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報セキュリティの担当者が管理を行っている。 ・ 操作者ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいのかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみ付与されるよう管理する。 ・ 権限を有している職員の異動・退職情報を日々確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・ ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を管理している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<既存住基システムにおける措置> <窓口業務支援システムにおける措置> ・ 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録している。) ・ 自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録を行っている。 <CSコネクタにおける措置> <団体内統合宛名システムにおける措置> ・ 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会を行ったかを記録している。) ・ 自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常／異常の監視を翌日確認している。 <証明交付システムにおける措置> (窓口交付の場合) ・ 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・証明発行を行ったかを記録している。) (コンビニ交付の場合)※カード管理機能の記載 ・ 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。) (コンビニ交付の場合)※証明発行システムの記載 ・ 利用者による認証から取引終了までの間、監査証跡の記録を行っている。 (利用者がどのような証明発行要求を行ったかを記録している。)	

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<システム共通における運用にかかる措置> ・ ユーザIDごとのアクセス権限の登録及び変更の際は、市民窓口センター長及び情報システム部門の長の許可を得た上で、情報システム部門担当課が設定の変更を行っている。情報システム部門担当課以外の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・ システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・ 権限を有している職員の異動・退職情報を日々確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・ システム利用職員への研修会等を定期的(1年に1度)に実施し、事務外使用の禁止について指導を行っている。 ・ 番号利用法及び藤沢市個人情報の保護に関する条例において、事務外使用を行った際の罰則規定により抑制する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・ ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・ 端末におけるUSBメモリー等を用いたデータの持ち出しについては、物理的またはソフトウェア等により制限している。 ・ 番号利用法及び藤沢市個人情報の保護に関する条例において、不正な複製を行った際の罰則規定により抑制する。 ・ 業務上必要に応じ作成した複製物については、使用后すみやかに廃棄削除を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・ スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・ 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・ 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	外部委託業者の選定に際しては、藤沢市情報システム管理運営規定に則り、主管課の長が業者に対して、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認することとしている。 主な確認項目は以下の通り。 ・ ISMS、Pマーク等の認証取得情報 ・ 個人情報保護に関する規程、体制の整備 ・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置－従業者の役割責任の明確化、安全管理措置の周知／教育 ・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置－利用者の認証、許可、監査及び監査証跡の記録 なお、確認の結果、水準に満たない業者とは委託契約を行わないこととしている。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・ 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・ 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・ 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・ 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。		

特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 また、ユーザIDの再利用も認めないことを規定している。
	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<システムエンジニア派遣業務・協働事業における住民基本台帳業務の包括的業務委託における措置> 委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業を実施しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。 <窓口業務支援システムの保守及び運用支援における措置> 法律等の遵守、秘密の保持、目的外使用および第三者への提供禁止、複写及び複製の禁止等について契約の仕様書において定めただうで、必要に応じて受託者に報告を求め、監査を行い、または監査に立ち会うことによりルールの遵守状況を確認している。 また、同仕様書において個人情報の取扱いについては、受託者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、実地検査を行うことができることとしている。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	データの保護及び秘密の保持等の関する仕様書にて、以下の内容を明記 ・個人情報の保護に関する法律の遵守 ・秘密の保持 ・指示目的以外使用及び第三者への提供の禁止 ・データの受領 ・データの持出し ・データの複製及び複製の禁止 ・安全管理義務 ・データの返却・消去 ・記録媒体の廃棄 ・監督及び監査 ・従業員に対する教育の実施 ・事故発生の報告義務
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	再委託は認めていない。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・ 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。 ・ 提供及び移転の記録は7年分保存している。 ・ 庁内連携システムでは、番号法及び住基法並びに条例で認められる提供以外受け付けられない仕組みとなっている。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・ 同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・ 当市情報セキュリティ組織規程に即し、マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画により、特定個人情報の適正な取扱い等に関する教育研修等を実施する。 ・ 違反行為を行った場合は、当市個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。 ・ 個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行うことになるため、それ以上の対応手順は特に定めていないが、個人情報という観点では、当市情報セキュリティポリシーに記載された情報セキュリティ事故への対応に従う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・ 特定個人情報の提供時は、情報源である既存住基システムとの内容の照合、確認を行う。 ・ 特定個人情報の確認時は、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・ 情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。 ・団体内統合宛名システムでは、中間サーバに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存住基システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムでは、情報提供相手が中間サーバであることを確認後、情報提供している。 ・団体内統合宛名システムでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバであることを確認している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・監視設備として監視カメラ等を設置する。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <窓口業務支援システムデータセンターにおける措置> ・生体認証や共連れ防止装置及びガードマンの配置によりサーバ室への入室を制限するとともに、室内は監視カメラにより常時監視を行っている。 ・電力会社から2系統で受電するとともに、冗長構成された無停電装置に接続し、瞬電や電圧低下及び雷サージなどの電源トラブルの影響を最小化できるよう対応している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 ・不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	住基法施行令第34条により削除された住民票は、その削除された日から150年間既存住基システムに除票住民票として管理している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民記録に関する情報は、原則、本人からの届出に従っており、また他市町村や他機関からの通知についても即時で対応する運用を義務づけている。 ・入力した住民票情報と異動届を比較し、過不足がないことを確認している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	既存住基システムで保持している特定個人情報に該当する住民票情報のうち、削除された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、削除された日から150年間保存することは定義されているが、削除の定義の記載はない。適宜、既存住基システムの機能にて削除を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報ファイルの入手元は既存住基システムに限られるため、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	- 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6ー7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 - 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報ファイルの入手元は既存住基システムに限られるため、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認情報ファイルの入手元は既存住基システムに限られるため、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人確認情報ファイルの入手元は既存住基システムに限られるため、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本人確認情報ファイルの入手元は既存住基システムに限られるため、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	- 機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 - 操作者の認証を行う。 (※)市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	アクセス権限の発効・失効の管理については、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。	
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	アクセス権限の管理については、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・ 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・ 操作履歴から本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請書等との整合性を確認する。 ・ バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で使用するリスクについては、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについては、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報の使用におけるその他のリスクについては、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	
-------------	--

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
-----------------------	-----	---

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
-----------------------	-----	---

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
-----------------------	-----	---

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
-----------------------	-----	---

具体的な制限方法	
----------	--

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
-------------------	-----	--

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
-------------------	-----	--

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
-------------------	-----	--

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
-------------------	-----	--

具体的な方法	
--------	--

特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
--------------	-----	--

特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
--------------	-----	--

特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
--------------	-----	--

特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
--------------	-----	--

委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	
----------------------------------	--

委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	
----------------------------------	--

特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
--------------	-----	--

特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
--------------	-----	--

特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
--------------	-----	--

特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
--------------	-----	--

ルール内容及び ルール遵守の確 認方法	
--	--

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-----------------------------	-----	--------------------------------

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-----------------------------	-----	--------------------------------

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-----------------------------	-----	--------------------------------

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
-----------------------------	-----	--------------------------------

規定の内容	
-------	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	-----	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	-----	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	-----	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	-----	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	-----	--

具体的な方法	
--------	--

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報の保護に関する条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・ 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 : システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・ 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 : 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクの物理的対策については、(1)住民基本台帳ファイルと同様の対策となる。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクの技術的対策については、(1)住民基本台帳ファイルと同様の対策となる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	特定個人情報に該当する住民票情報のうち、死亡により消除された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、消除された日から150年間保管する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		既存住基システムとの整合処理を定期的 to 実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	既存住基システムで保持している特定個人情報に該当する住民票情報のうち、消去された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、消去された日から150年間保存することは定義されているが、削除の定義の記載はない。適宜、既存住基システムの機能にて削除を行う。 電磁的記録媒体の廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、電磁的記録媒体管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報ファイルの入手元は既存住基システムに限られるため、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6ー7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報ファイルの入手元は既存住基システムに限られるため、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認情報ファイルの入手元は既存住基システムに限られるため、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 (※)市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限の発効・失効の管理については、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限の管理については、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・ 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・ 操作履歴から本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請書等との整合性を確認する。 ・ バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で使用するリスクについては、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについては、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
特定個人情報の使用におけるその他のリスクについては、(1)住民基本台帳ファイルと同様のリスク対策となる。			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報の保護に関する条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・ 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・ 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクの物理的対策については、(1)住民基本台帳ファイルと同様の対策となる。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクの技術的対策については、(1)住民基本台帳ファイルと同様の対策となる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後に市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	・ 評価書に沿った運用がなされているか、年1回チェックを行う。 ・ 総務省及び住基ネット全国センターが作成した、住基法、平成14年6月10日総務省告示第334号、平成15年5月27日総務省告示第392号及び住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針(平成15年6月5日住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会決定)に基づき行われている「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」(以下「セキュリティチェックシート」という。)により、毎年度自己点検及び遵守状況の確認を行い、実施結果について神奈川県を通じて総務省に報告を行っている。 ・ 情報セキュリティ主管課主導による、各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施し、各課の状況について報告を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・ 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	・ 平成18年に取得(平成21年取得範囲を拡大)したISO27001/ISMS適合性評価制度の認証について、国際的な基準に基づいた内容で、毎年審査を定期的実施している。 ・ 年に一度、特定個人情報保護評価に基づき作成したチェックシートをもとに、個人情報保護制度主管課及び情報セキュリティ主管課が以下の観点で監査を実施する。 :評価書記載事項と運用実態 :個人情報保護に関する規程、体制の整備 :個人情報保護に関する人的安全管理措置 :個人情報保護に関する技術的安全管理措置 :職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 :個人情報に関する委託先管理 等 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・ 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	・ 「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にした集合研修を実施するとともに、受講者が課内へ研修内容の周知を行っている。また、職員全員を対象に、毎年電子上での机上研修(eラーニング)による個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・ ISO27001/ISMS適合性評価制度認証を取得している課については、所属している職員全員に対して毎年情報セキュリティに関する研修を実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・ 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	藤沢市 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1 0466-50-3567
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について藤沢市ホームページ上でわかりやすく表示。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	藤沢市 市民自治部 市民窓口センター 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1 0466-23-2763
②対応方法	・ 問い合わせの対応について、内容により記録を残す。 ・ 情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	2021年12月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市HP及び『広報ふじさわ』誌上にて意見の募集の掲載を行い、電子メール又は書面にて意見を受け付ける。
②実施日・期間	2023年10月2日(月)から同年11月1日(水)まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見はなし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	2023年11月20日(月)
②方法	藤沢市個人情報保護制度運営審議会に対する諮問
③結果	藤沢市個人情報保護制度運営審議会から、「本評価書については適当である」と認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	平成18年にセキュリティマネジメントに対する第三者体合成評価制度である情報セキュリティマネジメントシステム認証(現 ISO27001/I SMS適合性評価制度)の認証を取得し、継続して更新・維持している。 本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	平成18年にセキュリティマネジメントに対する第三者体合成評価制度である情報セキュリティマネジメントシステム認証(現 ISO27001/I SMS適合性評価制度)の認証を取得し、継続して更新・維持している。	事後	本評価書の運用開始に伴う変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	当市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。	・当市では住民票を電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。	事後	表記の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	当市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。	・当市では住民票を電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。	事後	表記の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	当市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。	・当市では住民票を電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。	事後	表記の修正のため、重要な事項に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	別添2 特定個人情報ファイル 記録項目 1. 住民基本台帳ファイル	【1. 住民基本台帳ファイル】 1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 個人番号、4. 住民票コード、5. 氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 現住所、9. 方書、10. 続柄、11. 世帯主名、12. 本籍地、13. 筆頭者、14. 在留カード等番号、15. 第30条45規定区分、16. 在留資格、17. 在留期間、18. 在留期間の満了日、19. 国籍・地域、20. 通称履歴、21. 住民となった日、22. 住所を定めた日、23. 住民でなくなった日、24. 前住所、25. 転出予定先住所、26. 転出確定住所、27. 選挙人名簿資格、28. 国民健康保険資格情報、29. 後期高齢者医療資格情報、30. 介護保険資格情報、31. 国民年金資格情報、32. 児童手当受給資格情報、33. 個人番号カード交付状況、34. 住民基本台帳カード交付状況、35. 異動事由、36. 異動年月日、37. 届出年月日、38. 更新年月日、39. 更新時刻、40. 処理ID、41. 端末ID、42. 更新職員ID、43. カード番号、44. 自動交付機利用用暗証番号、45. 利用者証明用電子証明書シリアル番号、46. 団体内統合宛名番号、47. 旧氏	【1. 住民基本台帳ファイル】 1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 個人番号、4. 住民票コード、5. 氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 現住所、9. 方書、10. 続柄、11. 世帯主名、12. 本籍地、13. 筆頭者、14. 在留カード等番号、15. 第30条45規定区分、16. 在留資格、17. 在留期間、18. 在留期間の満了日、19. 国籍・地域、20. 通称履歴、21. 住民となった日、22. 住所を定めた日、23. 住民でなくなった日、24. 前住所、25. 転出予定先住所、26. 転出確定住所、27. 選挙人名簿資格、28. 国民健康保険資格情報、29. 後期高齢者医療資格情報、30. 介護保険資格情報、31. 国民年金資格情報、32. 児童手当受給資格情報、33. 個人番号カード交付状況、34. 住民基本台帳カード交付状況、35. 異動事由、36. 異動年月日、37. 届出年月日、38. 更新年月日、39. 更新時刻、40. 処理ID、41. 端末ID、42. 更新職員ID、43. カード番号、44. 利用者証明用電子証明書シリアル番号、45. 団体内統合宛名番号、46. 旧氏	事後	現行の運用に合わせた変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	誤記修正のため、重要な事項に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 住民基本台帳ファイル 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・ 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・ 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	事後	注釈の追記のため、重要な事項に該当しない。
令和3年6月9日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・ 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120、の項)	・ 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120、の項)	事後	法改正に伴う追加であり、保有する特定個人情報ファイルの変更は行わないため、重要な事項に該当しない。
令和3年6月9日	別添4 提供先一覧	(追記)	提供先 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠 番号法別表第2の97項 ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令に定められた用途 ③提供する情報 住民票関係情報(世帯番号、続柄等) ④対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令に定められた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月9日	別添5 移転先一覧 移転先	福祉健康部 保険年金課	福祉部 保険年金課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	別添5 移転先一覧 移転先	福祉健康部 介護保険課	福祉部 介護保険課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	別添5 移転先一覧 移転先	福祉健康部 障がい福祉課	福祉部 障がい者支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	別添5 移転先一覧 移転先	福祉健康部 生活支援課	福祉部 生活支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	別添5 移転先一覧 移転先	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	福祉部 高齢者支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	別添5 移転先一覧 移転先	子ども青少年部 健康増進課	健康医療部 健康づくり課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	別添5 移転先一覧 移転先	福祉健康部 保健予防課	健康医療部 保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	別添5 移転先一覧	②移転供先における用途	②移転先における用途	事後	誤字修正
令和3年6月9日	別添5 提供先一覧 ②移転先における用途 22行目	予防接種に関する事務	予防接種(小児)に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月9日	別添5 提供先一覧 ②移転先における用途 24行目	予防接種に関する事務	予防接種(成人)に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月14日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ① 事務実施上の必要性	3. 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	3. 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月14日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・ 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120、の項）	・ 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項）	事後	番号法第19条の改正に伴う変更のため、重要な事項に該当しない
令和3年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	1件	2件	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2	（新規作成）	協働事業における住民基本台帳業務の包括的業務委託	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	(新規作成)	・各種証明書等の申請・交付等に関すること ・住民異動届に関すること ・外国人住民に関すること ・印鑑登録に関すること ・マイナンバーカードと住民基本台帳カードに関すること	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規作成)	特定個人情報ファイルの全体	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規作成)	10万人以上100万人未満	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規作成)	当該市町村で保持している住民票に記載されているものすべて、および当該市町村に新たに住民票を記載するもの。	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規作成)	民間事業者の創意工夫を活用した効率的な業務の遂行や、柔軟性を備えた運用体制などを確保することにより、市民サービスの維持・向上を図るため、民間事業者に委託している。	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	(新規作成)	100人以上500人未満	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規作成)	[○]その他 (主管課に設置された専用PC)	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	(新規作成)	藤沢市情報公開条例に基づく契約書の行政文書公開請求等を行うことで確認できる。	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 1. 住民基本台帳ファイル 委託事項2 ⑥委託先名	(新規作成)	パーソルテンブススタッフ株式会社 神奈川営業部	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑦再委託の有無	(新規作成)	再委託しない	事前	令和4年1月より住民基本台帳業務の包括的業務委託を開始することに伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (57)件	[○] 提供を行っている (58)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	住民基本台帳に記録されている限り 住基法施行令第34条第3項に定める期間(150年間)保存する。	住民基本台帳に記録されている限り 住基法施行令第34条第2項に定める期間(150年間)保存する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令34条3項に定める期間(150年間)保管する。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令34条2項に定める期間(150年間)保管する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。 ・個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送 ・個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理 ・個人番号通知書に係る住民からの問合せへの対応	機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。 ・個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送 ・個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理 ・個人番号通知書に係る住民からの問合せへの対応	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法改正に伴う修正のため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・ 既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・ 既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法改正に伴う修正のため、重要な変更には該当しない。
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	総務省令に記載予定	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	既存住基システムで保持している特定個人情報に該当する住民票情報のうち、削除された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、削除された日から150年間保存することは定義されているが、削除の定義の記載はない。適宜、既存住基システムの機能にて削除を行う。 磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。	既存住基システムで保持している特定個人情報に該当する住民票情報のうち、削除された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、削除された日から150年間保存することは定義されているが、削除の定義の記載はない。適宜、既存住基システムの機能にて削除を行う。 電磁的記録媒体の廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、電磁的記録媒体管理簿にその記録を残す。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月14日	別添4 提供先一覧	提供先 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法 別表第2の21項 ②提供先における用途 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 ③提供する情報 住民票関係情報(世帯番号、続柄等) ④対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年11月30日	別添4 提供先一覧	(追記)	提供先 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法 別表第2の107項 ②提供先における用途 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 ③提供する情報 住民票関係情報(世帯番号、続柄等) ④対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年11月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	平成18年にセキュリティマネジメントに対する第三者体合成評価制度である情報セキュリティマネジメントシステム認証(現 ISO27001/1 SMS適合性評価制度)の認証を取得し、継続して更新・維持している。	(削除)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(追記)	システム7 ①システムの名称 窓口業務支援システム ②システムの機能 1 住民異動届等作成機能: 転出証明書等に記載されている住民情報をOCRで読み取るとともに、届出者への聞き取りをもとに職員が住民異動届等の作成することを支援する機能 2 届出書検索機能: 受付日、氏名、生年月日などから、システム上作成された届出書及びスキャンした転出証明書等の情報を検索する機能 ③既存住基システムとの連携機能: 住民異動届等の作成にあたり既存住基システムと連携する機能 ④他のシステムとの接続 既存住民基本台帳システム	事前	令和6年3月に予定している窓口業務支援システムの導入に伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和5年11月30日	(別添1)事務の内容 1. 住民基本台帳ファイルを取扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)	(追記)	窓口業務支援システムに係る事務内容を追記	事前	令和6年3月に予定している窓口業務支援システムの導入に伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(追記)	委託事項3 窓口業務支援システムの保守・運用支援 ①委託内容 窓口業務支援システムの保守及び運用支援 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・特定個人情報ファイルの全体 ・10万人以上100万人未満 ・当該市町村で保持している住民票に記載されているものすべて、および当該市町村に新たに住民票を記載するもの。 ・システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者等に委託している。 ③委託先における取扱者数 ・50人以上100人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ・その他(LGWAN) ⑤委託先名の確認方法 藤沢市情報公開条例に基づく契約書の行政文書公開請求等を行うことで確認できる。 ⑥委託先名 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 ⑦再委託の有無 再委託しない ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	事前	令和6年3月に予定している窓口業務支援システムの導入に伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追記)	<窓口業務支援システムにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISO/IEC27017の認証を受けており、日本国内でデータ保管を行っている。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップもデータセンター内の本番環境とは別の物理装置へ保存される。	事前	令和6年3月に予定している窓口業務支援システムの導入に伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	(追記)	<窓口業務支援システムにおける措置> ①特定個人情報の消去は藤沢市からの操作によって実施される。藤沢市の業務データはクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	事前	令和6年3月に予定している窓口業務支援システムの導入に伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和5年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(追記)	「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」に<窓口業務支援システムにおける措置>を追記	事前	令和6年3月に予定している窓口業務支援システムの導入に伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和5年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(追記)	「特定個人情報の使用の記録」に<窓口業務支援システムにおける措置>を追記	事前	令和6年3月に予定している窓口業務支援システムの導入に伴う重要な変更であり、事前に評価の再実施をするもの
令和5年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	外部委託業者の選定に際しては、藤沢市コンピュータシステム管理運営規定に則り、主管課の長が業者に対して、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認することとしている。<以下略>	外部委託業者の選定に際しては、藤沢市情報システム管理運営規定に則り、主管課の長が業者に対して、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認することとしている。<以下略>	事後	運営既定の名称が変更になったことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイル の取り扱いの委託	委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業を実施しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。	<システムエンジニア派遣業務・協働事業における住民基本台帳業務の包括的業務委託における措置> 委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業を実施しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。 <窓口業務支援システムの保守及び運用支援における措置> 法律等の遵守、秘密の保持、目的外使用および第三者への提供禁止、複写及び複製の禁止等について契約の仕様書において定めたとうえで、必要に応じて受託者に報告を求め、監査を行い、または監査に立ち会うことによりルール の遵守状況を確認している。 また、同仕様書において個人情報の取扱いについては、受託者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、実地検査を行うことができることとしている。	事前	令和6年3月に予定している 窓口業務支援システムの導入 に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの
令和5年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイル の取り扱いの委託	・藤沢市個人情報の保護に関する条例の遵守	・個人情報の保護に関する法律の遵守	事後	法の改正に伴う修正
令和5年11月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去	(追記)	⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <窓口業務支援システムデータセンターにおける措置> ・生体認証や共連れ防止装置及びガードマンの配置によりサーバ室への入室を制限するとともに、室内は監視カメラにより常時監視を行っている。 ・電力会社から2系統で受電するとともに、冗長構成された無停電装置に接続し、瞬電や電圧低下及び 雷サージなどの電源トラブルの影響を最小化できるよう対応している。	事前	令和6年3月に予定している 窓口業務支援システムの導入 に伴う重要な変更であり、事 前に評価の再実施をするもの

〔別添4〕Ⅱ ファイルの概要(1. 住民基本台帳ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先一覧

※(番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「住民票関係情報」が含まれる各項)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法別表第2の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
全国健康保険協会	番号法別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
健康保険組合	番号法別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
全国健康保険協会	番号法別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法別表第2の8項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法 別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定 疾病医療費の支給に関する事務 であって主務省令で定められた用 途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定 疾病医療費の支給に関する事故 であって主務省令で定められた範 囲に該当する者	情報提供 ネットワ ークシステ ム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法 別表第2の11項	児童福祉法による障害児通所給 付費、特例障害児通所給付費、高 額障害児通所給付費、障害児相 談支援給付費若しくは特例障害児 相談支援給付費の支給又は障害 福祉サービスの提供に関する事務 であって主務省令で定められた用 途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給 付費、特例障害児通所給付費、高 額障害児通所給付費、障害児相 談支援給付費若しくは特例障害 児相談支援給付費の支給又は障 害福祉サービスの提供に関する 事務であって主務省令で定められ た範囲に該当する者	情報提供 ネットワ ークシステ ム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は 市町村長	番号法 別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の認 定又は費用の徴収に関する事務 であって主務省令で定められた用 途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による負担能力の 認定又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定められ た範囲に該当する者	情報提供 ネットワ ークシステ ム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法 別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又 は実費の徴収に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	予防接種法による給付の支給又 は実費の徴収に関する事務であ って主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供 ネットワ ークシステ ム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法 別表第2の20項	身体障害者福祉法による障害福 祉サービス、障害者支援施設等へ の入所等の措置又は費用の徴収 に関する事務であって主務省令で 定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福 祉サービス、障害者支援施設等 への入所等の措置又は費用の徴 収に関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワ ークシステ ム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法 別表第2の23項	精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律による入院措置又は費 用の徴収に関する事務であって主 務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律による入院措置又は 費用の徴収に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提供 ネットワ ークシステ ム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	番号法別表第2の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
社会福祉協議会	番号法別表第2の30項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表第2の38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
国家公務員共済組合	番号法別表第2の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法別表第2の53項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
地方公務員共済組合	番号法別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法別表第2の62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法別表第2の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当するもの	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法別表第2の77項	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の84項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の85の2項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当するもの	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	番号法別表第2の89項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の91項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法別表第2の92項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法別表第2の96項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令に定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令に定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
農林漁業団体 職員共済組合	番号法 別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業 団体職員共済組合制度の統合を 図るための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の法律 による年金である給付(同法附則 第16条第3項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が支給 するものとされた年金である給付 を除く。)若しくは一時金の支給又 は特例業務負担金の徴収に関す る事務であって主務省令で定めら れた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業 団体職員共済組合制度の統合を 図るための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の法律 による年金である給付(同法附則 第16条第3項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が支給 するものとされた年金である給付 を除く。)若しくは一時金の支給又 は特例業務負担金の徴収に関す る事務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステ ム	照会を受けたら都度
独立行政法人 農業者年金基 金	番号法 別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法 による農業者年金事業の給付の 支給若しくは保険料その他徴収金 の徴収又は同法附則第6条第1項 第1号の規定により独立行政法人 農業者年金基金が行うものとされ た平成13年法律第39号による改 正前の農業者年金基金法若しくは 成2年法律第21号による改正前の 農業者年金基金法による給付の 支給に関する事務であって主務省 令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人農業者年金基金法 による農業者年金事業の給付の 支給若しくは保険料その他徴収金 の徴収又は同法附則第6条第1項 第1号の規定により独立行政法人 農業者年金基金が行うものとされ た平成13年法律第39号による改 正前の農業者年金基金法若しく は成2年法律第21号による改正前 の農業者年金基金法による給付 の支給に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当す る者	情報提供 ネットワー クシステ ム	照会を受けたら都度
独立行政法人医薬 品医療機器総合機 構	番号法 別表第2の105項	独立行政法人日本スポーツ振興 センター法による災害共済給付の 支給に関する事務であって主務省 令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本スポーツ振興 センター法による災害共済給付の 支給に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当する 者	情報提供 ネットワー クシステ ム	照会を受けたら都度
独立行政法人日本 学生支援機構	番号法 別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構 法による学資の貸与に関する事務 であって主務省令で定められた用 途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構 法による学資の貸与に関する事 務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステ ム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の111項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の112項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の113項	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法 別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法 別表第2の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法 別表第2の117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法 別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

【別添5】Ⅱ ファイルの概要(1. 住民基本台帳ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
財務部 税制課	番号法別表第一16の項	個人住民税及び軽自動車税の賦課に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	1月1日現在の住民基本台帳に記載されている者、及び、住民基本台帳に記載されている軽自動車の保有者	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
財務部 資産税課	番号法別表第一16の項	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている固定資産の保有者	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
財務部 納税課	番号法別表第一16の項	地方税の収滞納に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている納税者	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 保険年金課	番号法別表第一30の項	国民健康保険に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている国民健康保険の被保険者(対象者)とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 保険年金課	番号法別表第一31の項	国民年金に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている国民年金の被保険者(対象者)とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 保険年金課	番号法別表第一59の項	後期高齢者医療制度に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている後期高齢者医療の被保険者(対象者)とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 保険年金課	番号法別表第一83の項	特別障がい給付金に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている特別障がい給付金の受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 介護保険課	番号法別表第一68の項	介護保険に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている介護保険の被保険者(対象者)とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
福祉部 障がい者支援課	番号法別表第一 8の項	児童福祉法による障がい児通所 給付費等の支給又は障がい福祉 サービスの提供に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 児童福祉法による通所給付の申 請者または受給者とその世帯員	庁内連携 システム	住民基本台帳ファ イル更新の都度
福祉部 障がい者支援課	番号法別表第一 11の項	身体障がい者手帳交付に関する 事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 身体障がい者手帳交付申請者と その世帯員	庁内連携 システム	住民基本台帳ファ イル更新の都度
福祉部 障がい者支援課	番号法別表第一 14の項	精神保健及び精神障がい者福祉 に関する法律による精神障がい者 保健福祉手帳の申請等の受付に 関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 精神障がい者保健福祉手帳申請 者とその世帯員	庁内連携 システム	住民基本台帳ファ イル更新の都度
福祉部 障がい者支援課	番号法別表第一 47の項	障がい児福祉手当及び特別障が い者手当に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 障がい児福祉手当または特別障 がい者手当の請求者または受給 者とその世帯員	庁内連携 システム	住民基本台帳ファ イル更新の都度
福祉部 障がい者支援課	番号法別表第一 84の項	障がい者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関す る事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 障がい者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の請求者 または受給者とその世帯員	庁内連携 システム	住民基本台帳ファ イル更新の都度
福祉部 生活援護課	番号法別表第一 63の項	中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立に支援に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立に支援の受給者とその世 帯員	庁内連携 システム	住民基本台帳ファ イル更新の都度
福祉部 高齢者支援課	番号法別表第一 41の項	老人ホーム入所措置等に関する 事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 老人ホーム入所措置申請者また は入所者とその世帯員	庁内連携 システム	住民基本台帳ファ イル更新の都度
福祉部 生活援護課	番号法別表第一 15の項	生活保護に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 生活保護申請者または受給者と その世帯員	庁内連携 システム	住民基本台帳ファ イル更新の都度

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
子ども青少年部 子育て給付課	番号法別表第一 37の項	児童扶養手当に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている児童扶養手当の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
子ども青少年部 子育て給付課	番号法別表第一 46の項	特別児童扶養手当の支給に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている特別児童扶養手当の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
子ども青少年部 子育て給付課	番号法別表第一 56の項	児童手当に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている児童手当の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
子ども青少年部 保育課	番号法別表第一 8の項	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている保育所における保育の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
子ども青少年部 保育課	番号法別表第一 94の項	子どものための教育・保育給付に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている子どものための教育・保育給付の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
健康医療部 健康づくり課	番号法別表第一 10の項	予防接種(小児)に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている予防接種対象者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
健康医療部 健康づくり課	番号法別表第一 49の項	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている母子保健法による母子指導の対象者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
健康医療部 健康づくり課	番号法別表第一 10の項	予防接種(成人)に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている予防接種対象者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
健康医療部 健康づくり課	番号法別表第一 76の項	健康増進事業に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている健康増進事業として実施される健康診査等の申請者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
健康医療部 保健予防課	番号法別表第一 70の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告等に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている感染症の患者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
健康医療部 保健予防課	番号法別表第一 14の項	精神保健及び精神障害者福祉法に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている精神保健福祉相談、精神保健訪問指導の対象者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
防災安全部 危機管理課	番号法別表第一 36の2の項	被災者台帳に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている被災者とその世帯員	電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	照会を受けたら都度
計画建築部 住宅政策課	番号法別表第一 19の項	公営住宅に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている公営住宅に入居申込者または入居者とその世帯員	電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	照会を受けたら都度